

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

| | | | |
|---------|---|------|--|
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市) | | |
| 種類 | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 () | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先 | <input checked="" type="checkbox"/> 国 | 担当省庁 | 環境省、厚生労働省、国土交通省 |
| | <input type="checkbox"/> 県 | 担当部局 | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | 名称 | |
| 件名 | 13「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の創設について | | |
| 提案市 | 伊那市 | | |
| 提案旨 | 「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の除去工事等の費用負担に対する、国等による支援制度の創設を要望する。 | | |
| 提案理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の取扱い方法について、平成29年5月に地方自治法に基づく技術的助言として、環境省より大気汚染防止法施行令で規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うことが通知された。 ・一方で国土交通省は、建築基準法で規制対象としている「吹付け石綿」には該当しないとして、アスベスト含有仕上塗材についてはアスベスト含有調査、除去工事とも補助対象としていない。 ・今後、官・民とも増加が見込まれる老朽建築物等の改修、解体工事等において、建設業者等の石綿等ばく露防止対策に要する費用増加、及び認知不足等による健康被害が懸念されるため、国等による支援制度創設を要望するもの。 | | |
| 現況及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市において、平成29年度に行った約220㎡の建物解体工事における事前調査の結果、外壁の吹付仕上塗材（リシン吹き）からアスベストが検出され、除去工事費を約410万円要したことにより、当初予定工事費約380万円が約790万円に増加した。 ・アスベスト含有仕上塗材は、1965～1999年に渡り販売されていたことから、対象建築物等多数あると想定される。また「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」が「吹付け石綿」に該当することはまだ認知度が低いいため、啓発、支援の必要性は高いと考える。 | | |
| 法令関係 | 大気汚染防止法 労働安全衛生法 建築基準法 | | |